

## 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123条。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成27年長野県規則第3号。以下「細則」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(細則第4条で定める書類)

第2条 細則第4条の耐震診断の結果を知事が適切であると認めた者は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定めた耐震判定委員会登録要綱により登録を受けた機関（以下「耐震判定委員会」という。）とする。ただし、平成25年11月24日以前に耐震診断を実施した場合にあっては、当該耐震診断を実施した者とする事ができる。

2 前項の知事が適切であると認めた者が証する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該耐震診断の結果の判定書等の写し
- (2) 当該耐震診断の判定等に添付された図書

3 同条の当該計画に従い耐震改修が行われたことを証する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該耐震改修に係る工事監理報告書
- (2) 当該耐震改修計画の認定書の写し
- (3) 当該計画に添付された改修計画に関する図書

(細則第5条で定める書類)

第3条 細則第5条の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者は、耐震判定委員会とする。

2 前項の知事が適切であると認めた者が証する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震判定委員会による耐震改修計画の判定書等の写し
- (2) 当該耐震改修計画の判定等に添付された図書

(細則第6条第1項で定める書類)

第4条 細則第6条第1項の耐震関係規定に適合していることを知事が適切であると認めた者は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）第4条第5項の規定による建築主事（以下「建築主事」という。）、同法第77条の18の規定により指定された指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）又は同法第77条の35の2の規定により指定された指定構造計算適合性判定機関（以下「適合性判定機関」という。）とする。

2 前項の知事が適切であると認めた者が証する書類は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 建築主事による建築基準法第7条第5項若しくは同法第18条第18項の規定による検査済証の写し又は指定確認検査機関による同法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- (2) 適合性判定機関による耐震関係規定の適合性の判定書等の写し及び当該適合性の判定等に添付された図書
- (3) 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」による調査者として業務を実施することを届け出た指定確認検査機関による耐震関係規定の適合性の証明書の写し及び当該適合性の証明に添付された図書

(細則第6条第2項で定める書類)

第5条 細則第6条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 耐震判定委員会
- (2) 平成25年11月24日以前に耐震診断を実施した場合にあっては、省令第5条第1項第1号に規定する耐震診断資格者(当該耐震診断に関わった者若しくはその者が所属する法人等に属する者を除く。)又は同項第2号に規定する者(当該耐震診断に関わった者若しくはその者が所属する法人等に属する者を除く。)
- (3) 木造の建築物の判定にあっては、木造の建築物の耐震診断に係る省令第5条第1項第1号に規定する耐震診断判定者(当該耐震診断に関わった者若しくはその者が所属する法人等に属する者を除く。)又は同項第2号に規定する者(当該耐震診断に関わった者若しくはその者が所属する法人等に属する者を除く。)

2 前項の知事が適切であると認めた者が証する書類は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 耐震判定委員会による耐震診断基準の適合性の判定書等の写し及び当該適合性の判定等に添付された図書
- (2) 平成25年11月24日以前に耐震診断を実施した場合にあっては、前項第2号に規定する者による耐震診断基準の適合性を証する図書
- (3) 木造の建築物の判定にあっては、前項第3号に規定する者による耐震診断基準の適合性を証する図書

3 細則第6条第2項の当該計画に従い耐震改修が行われたことを証する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該耐震改修に係る工事監理報告書
- (2) 当該耐震改修計画の認定書の写し
- (3) 当該計画に添付された改修計画に関する図書

(細則第7条で定める書類)

第6条 細則第7条の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを知事が適切であると認めた者は、耐震判定委員会とする。

2 前項の知事が適切であると認めた者が証する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震判定委員会による耐震診断の結果の判定書等の写し
- (2) 当該耐震診断の判定等に添付された図書

附 則

この要領は、平成27年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月16日から施行する。